

V 歯科口腔保健対策の推進体制

1 体制づくり

- 令和5年度、県は、歯科口腔保健の推進に関する法律第15条の規定に基づく「大分県口腔保健支援センター」を庁内に設置しました。歯科医師1名に加え、新たに歯科衛生士1名を配置して歯科口腔保健対策の推進体制を強化したことで、これまで以上に関係機関と連携し、妊娠期から高齢期まで、ライフステージに応じた対策に取り組めます。

2 歯科口腔保健を担う人材確保・人材育成

- 県は、歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士の確保とともに、歯科口腔保健を担当する医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師、管理栄養士、栄養士その他の職員の確保及び資質の向上に努める必要があります。
- 歯科口腔保健対策がより円滑かつ適切に実施できるよう、関係団体・関係機関等との調整、歯科口腔保健事業の企画・調整を担当する人材として、歯科専門職の育成及び確保に努める必要があります。
- 摂食嚥下障害対策の充実を図るため、医科歯科連携により適切な歯科医療の提供を促進するとともに、歯科医師、歯科衛生士等の研修を実施するなど、人材育成に努めます。
- これらの人材の資質向上を図るため、市町村、医療保険者、地域の歯科医師会・医師会等の関係団体と連携し、研修を行うことが必要です。

3 普及啓発

- 歯科口腔保健の推進は、基本的に一人ひとりの意識と行動の変容にかかっているため、県民の主体的な取組を支援していくためには、正しい情報提供が必要です。情報提供については、マスメディア、地区組織活動、産業保健分野、学校教育等多様な経路を活用していくことが重要です。
- 歯科口腔保健の一層の推進を図るため、6月4日から10日まで実施される「歯と口の健康週間」等を活用し、普及啓発に努めます。
- 大分県歯と口腔の健康づくり推進条例に定められた「いい歯の日」（毎年11月8日）、「大分いい歯の8020推進月間」（毎年11月1日～11月30日）においても各関係機関と連携して、普及啓発に努めます。

4 関係機関との連携

(1) 医科歯科連携

- がん治療等周術期の口腔管理や摂食嚥下の改善により、平均在院日数の短縮が図られるなど、特に、入院患者に対しても医科歯科連携が求められています。
- 療養生活の質の維持・向上の観点から、食事を通して栄養を摂取することや、治療の合併症予防及びその症状軽減は重要であり、がん患者に対する口腔管理に、歯科医師や歯科衛生士等の歯科専門職、また、適切な栄養管理に、医師、看護師、管理栄養士、言語聴覚士等の栄養サポートチームと連携しつつ対応することが求められています。
- 歯科口腔保健関係者に対し、周術期の口腔管理についての研修を促進するとともに、がん診療連携拠点病院等と歯科医療機関との連携を推進します。
- 糖尿病患者は、歯周病が発症、進行しやすく、歯周病になると血糖コントロールが悪くなるとも言われています。かかりつけ歯科医とかかりつけ医が連携し、糖尿病患者に対する歯周病の治療・管理を行うことが重要です。
- 糖尿病医療では、症状の各時期において、かかりつけ医、専門治療等を行う医療機関、歯科診療所が機能分担・連携を推進する必要があります。
- 医療機能情報の提供等により、かかりつけ医（おおいた糖尿病相談医）、専門治療等を行う医療機関、歯科診療所相互の連携を促進します。
- 要介護高齢者の多くが摂食嚥下障害や入れ歯の不具合への対応、歯や口腔の衛生管理等を必要としています。また、口腔衛生状態を良好に保つことが誤嚥性肺炎の発症予防につながる等、口腔と全身との関係について広く指摘されていることから、患者が歯科訪問診療を受療できる体制が求められています。
- 摂食嚥下障害対策の充実を図るため、医科歯科連携により適切な歯科医療の提供を促進するとともに、歯科医師、歯科衛生士等の研修を実施するなど、人材育成に努めます。

(2) その他歯科口腔保健を担う機関との連携

- 県内の歯科口腔保健対策には、県全体の取組とあわせて、各地域での取組が重要となります。それぞれの地域で特徴的にみられる課題や、地域差を考慮した取組が重要です。
- 歯科口腔保健に携わる各関係機関が連携し、地域の課題として共通の目標を持ち、その課題解決に向けてそれぞれが役割意識を明確にし、目標達成に向けた取組を行っていく必要があります。
- 各ライフステージごとの対策が途切れることのないよう、地域保健、学校保健、産業保健等の連携も重要です。

- 歯科口腔保健に関係する様々な職種に対して研修を実施するとともに、保健所等地域において歯科口腔保健について話し合う場の提供に努めます。
- 大分県看護協会、大分県栄養士会、全国健康保険協会大分支部、大分県食生活改善推進協議会等の関係機関と連携し、歯や口腔の健康に関する知識の普及等に努めます。

5 大規模災害時の歯科口腔保健対策

- 近年、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震のような巨大地震や津波による災害、台風や集中豪雨等による風水害など自然災害が多発していることから災害時における関係機関等の連携、避難所等における歯科口腔保健対策の充実、体制整備が重要となっています。
- 災害発生時には、避難生活等において口腔内の清掃不良等によりリスクが高くなる誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害を予防することが重要であり、平時から県民や歯科口腔保健の関係者に対して、災害時における歯科口腔保健の重要性について普及啓発活動に努める必要があります。
- 県は災害時における被災者の医療救護を円滑に実施するために、大分県歯科医師会と「災害時の歯科医療救護に関する協定」を平成 29 年に締結しました。
- 今後更に、災害時に対応できる歯科専門職や災害発生時の歯科口腔保健活動ニーズを把握する人材の育成に努めるとともに、地域の職能団体等の関係団体との連携を図り、災害時に安全かつ迅速な対応がとれるような体制づくりに取り組みます。